

熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について

熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の167.5」を「6月に支給する場合は100分の167.5、12月に支給する場合は100分の172.5」に改める。

第2条 熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「6月に支給する場合は100分の167.5、12月に支給する場合は100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和元年12月1日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

(提出理由)

一般職の給与改定の実施に伴い、市長等の期末手当の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。